

京都市内の宿泊施設を転用された、転用を検討されている皆様へ

# 地域コミュニティ活性化に資する 新たな住まい創出支援事業の

## 御案内

令和2年4月1日以降に  
着手したものを  
補助対象としています

宿泊施設を住宅等に転用する場合に要する費用の一部を助成します。

**事前相談期間** 令和2年 8月31日(月)～9月11日(金)

**場所** 京都市役所 分庁舎2階  
(まち再生・創造推進室執務室横)

**受付時間** 午前9時30分～正午、午後1時～午後5時  
※土、日を除く ※9月11日(金)は午後3時まで

**電話** 075-231-2103  
(京(みやこ)安心すまいセンター)  
当該事業専用ダイヤル

面談相談希望の場合は要予約



**申請受付期間** 令和2年 9月14日(月)～12月28日(月)

※9月14日以降も事前相談を受け付けています。

**場所** 京都市住宅供給公社  
みやこ **安心すまいセンター**  
MIYAKO ANSHIN SUMAI CENTER  
〒604-8186 京都市中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館4階

**受付時間** 午前9時45分～午前11時30分、  
午後1時～午後4時30分  
※水曜日、祝日、年末年始を除く  
京安心すまいセンターが  
運営する、すまいに関する  
総合情報サイト



**電話** 075-231-2103



※駐車場はございません。公共交通機関でお越しください。

## 制度趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大やそれに伴う行動自粛の影響により、本市における経済活動の低下、更には地域におけるコミュニティ活動も大きく制限を受けるなど、京都のまちの活力の低下が懸念されています。

この補助金では、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、事業継続が困難な宿泊施設の住宅等(オフィスや店舗の併設も可能です。)への転用を支援するとともに、地域の空洞化の防止や地域コミュニティの活性化を図ります。

## 補助対象となる建築物、補助上限額

対象となるか、御確認ください

- 旅館業法の宿泊施設  
(令和2年4月1日時点で廃業している、又は未竣工のものを含む。)
- 京都市の区域内にあること
- 令和2年4月1日以降に住宅等(オフィスや店舗の併設も可能です。)への転用工事に着手予定であること



※設計費等(3ページ)は、15万円

転用前	転用後	補助上限額
<p>京町家</p>		<p><b>100万円</b></p> <p>※長屋の場合は、1戸当たり100万円</p>
<p>戸建て住宅・長屋</p>		<p><b>15万円</b></p> <p>※長屋の場合は、1戸当たり15万円</p>
<p>共同住宅</p>	<p>※ ※</p> <p>※ ※</p> <p>特定共同住宅 (3階以上かつ15戸以上)</p>	<p>次のうち、どちらか低い額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・15万円×住宅として転用する改修前の客室数</li> <li>・300万円</li> </ul> <p>※住宅部分の面積がオフィスや店舗部分の面積より大きいことが必要です。</p>

京町家とは、昭和25年11月22日以前に着工され、伝統構法によって建築された木造建築物(母屋、離れ又は蔵)を指します。



## 補助対象費用

補助上限額(2ページ)の範囲内で、補助対象となる費用を補助します。補助対象費用の主な例は、以下のとおりです。

### ●工事費(補助対象費用の3/4補助)

住宅設備改修工事	台所設備, 浴室設備, 洗面所設備, 便所設備, 洗濯機設備(洗濯機本体を除く。)
その他設備改修工事	給排水設備, 換気設備, 電気設備(照明器具を除く。), ガス設備, 消防用設備, 作業で必要となる床等の復旧
内部改修工事	壁, 床, 天井, 間仕切り, 建具及び収納造作
外部改修工事	屋根, 外壁, 建具, ごみ置き場
不要なものの撤去	玄関帳場, 宿泊施設名に関する看板・表札, 各改修工事に伴う廃材
その他	各改修工事に伴う仮設

〈補助対象外〉冷蔵庫などの物品, 掃除, 併設する駐車場の整備工事 など

### ●設計費等(補助対象費用の全額補助)

設計料	設計書の作成費用
建築確認申請手数料 (民間の確認検査機関に支払った手数料も含みます)	用途変更申請手数料
地域との協議に要する経費	協議者の日当, 協議の会場費用

〈補助対象外〉登記手数料, 茶菓, 消耗品 など

## 補助対象者

補助対象となる建築物を住宅等に転用しようとする者が対象となります。

- 所有者
- 購入・借用しようとする者
- 借主
- 所有者から借り受け, 活用を行う者に転貸しようとする者

京町家を  
リノベする、  
その前に。

「冊子「京町家をリノベする、その前に。」(公財)京都市景観・まちづくりセンター発行)」には、京町家を改修する際の注意点や改修に当たっての他の補助制度も記載されていますので、是非、御活用ください。



# 地域コミュニティ活性化

京都市では、将来にわたって地域住民が支え合い、安心して快適に過ごすことができる地域コミュニティの実現を目指し、平成24年4月に「京都市地域コミュニティ活性化推進条例」を施行し、自治会・町内会をはじめとする地域コミュニティの活性化に取り組んでいます。

本補助金では、地域コミュニティ活性化に繋がるよう、申請者に、以下の項目に協力いただくこととしています。

**1** 改修後の建築物の使用者に、町内会等の活動に関する情報を提供してください。

**2** 地域コミュニティに資する取組を申請時に提案し、実践してください。  
〈地域コミュニティに資する提案の具体例〉



町内会活動の発信スペースの提供



防災倉庫の設置



町内会活動のスペースの提供

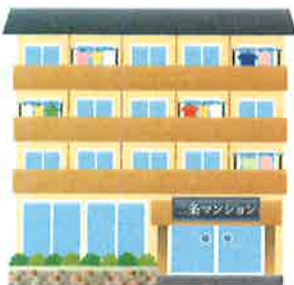


町内会への加入の促進



ごみ置き場のスペースの提供

**3** ≪特定共同住宅のみ≫ 転用工事の着手までに、地域自治組織(学区自治(会)連合会等)と地域コミュニティに資する取組について協議を行ってください。



特定共同住宅  
(3階以上かつ15戸以上)

特定共同住宅や大規模建築物(増築又は用途変更に係る部分の床面積の合計が1,000㎡を超えるもの)は、「中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例」による届け出が必要となります。  
詳しくは、建築指導課(電話222-3620)にお尋ねください。

**2** **3** は、実績報告で結果を報告してもらうこととなります。

## 工事施工者の要件

工事施工者(個人の事業者を含む。)は、次のいずれかを満たす必要があります。



元請負人が京都市内に本店又は主たる事務所を置く事業者



下請負人が京都市内に本店又は主たる事務所を置く事業者



申請者本人

## 交付に必要な書類

申請内容により異なりますが、次の書類が必要となりますので、準備をお願いします。

- 申請書
- 所在地の分かる地図(縮尺1/2500程度)
- 旅館業法に基づく申請書類又は宿泊施設として建築確認申請を行った際の書類  
(旅館業法の宿泊施設であったことが確認できるもの)
- 建築物の登記事項証明書※1  
(申請者が所有者以外の場合は、契約書※2)  
(京町家の場合は、昭和25年11月22日以前に着工された建築物であることが確認できるもの)
- 地域コミュニティに資する活動の提案書
- 見積書※3
- 現状図及び計画図面※4
- 建築物の全景写真

- ※1 登記事項要約書及び登記情報提供サービスによる印刷物は不可。1/2, 2/2等のページ番号が記載されたものは、全てのページが必要です。申請前3箇月以内のもの。
- ※2 賃貸借契約書など、所有者との関係性がわかるもの。
- ※3 発行元の押印(法人にあっては代表者印)が必要です。シャチハタ不可。
- ※4 補助対象となる全工事箇所、工事内容を明記してください。

## 事前着手の特例

令和2年4月1日から令和2年9月13日までに補助対象工事に着手した場合でも、補助金を申請することができます。

**1** 「工事施工者の要件(5ページ)」を満たさないものも対象となります。

**2** 「地域コミュニティ活性化(4ページ)」の項目を満たす必要があります。

## Q & A

**Q1** 長屋の場合は、住戸単位で上限が決まるのですか？

**A1** そのとおりです。例えば、5戸長屋の5戸全てを住宅に改修する場合、15万円×5戸で75万円が上限となります(京町家の場合は、100万円×5戸で500万円)。

**Q2** 宿泊施設だった離れは昭和25年以降に建てられた建築物で、同一敷地内の別棟の母屋(宿泊施設ではない。)は京町家です。  
この場合、100万円の補助を受けることは可能ですか？

**A2** 宿泊施設として営業をしていた建築物が昭和25年11月23日以降に建てられた場合は、同一敷地に京町家があっても、1棟(戸)当たり15万円が上限となります。

**Q3** 設計費等は、工事費とは別に補助されるのですか？

**A3** 工事費の3/4と設計費等を合計した額が補助対象額となります。ただし、設計費等には15万円の上限があります。  
例えば、京町家以外の戸建て住宅の場合、工事費の3/4と設計費等の合計額が15万円以上の場合、補助額は15万円となります。

**Q4** 補助対象建築物に係る工事の着手とは、どのような状態を指しますか？

**A4** 工事の着手は、工事契約の契約締結を指し、工事契約日で判断します。ただし、工事契約の締結前に工事に着工している場合は、着工日が工事の着手となります。

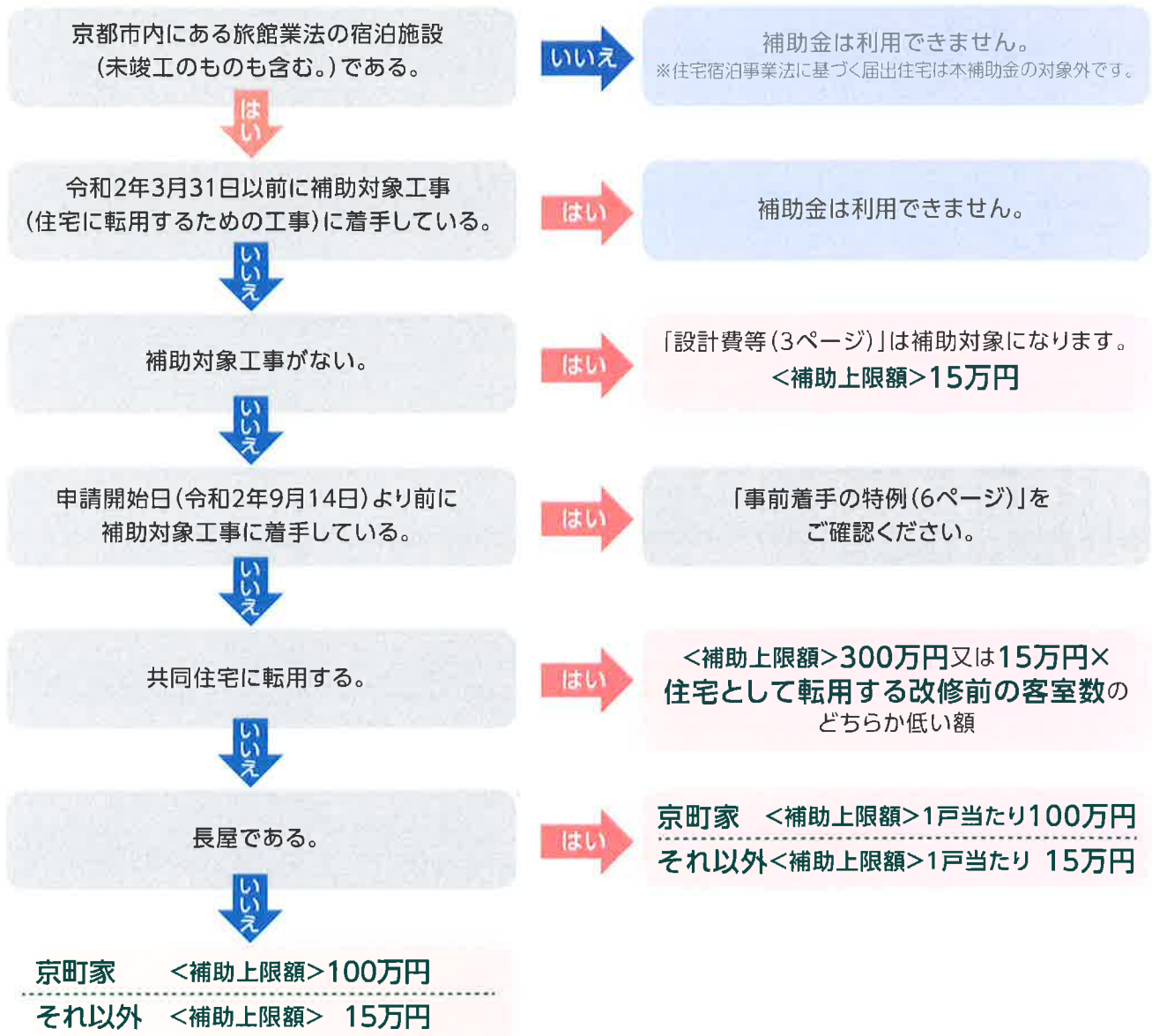
**Q5** 特定共同住宅に転用したいので、地域自治組織と協議を行いたいです。  
地域自治組織の連絡先は、教えてもらえますか？

**A5** 京都市から地域自治組織の御了解を得たうえで、交付決定の通知書と一緒にお知らせします。

**Q6** 補助金はいつもらえますか？

**A6** 完了の実績報告を市が確認したのちに、請求いただくこととなります。

## 補助金のチェックシート



## 受付期間

### 事前相談

令和2年8月31日(月)～令和2年9月11日(金)

- まずはお電話ください。面談相談希望の場合は要予約。
- 9月14日以降も事前相談を受け付けます。

### 交付申請

令和2年9月14日(月)～令和2年12月28日(月)必着

- 本補助金は先着順となります。補助申請の総額が予算の上限に達した場合は、申請書受付期間内であっても、申請受付を締め切る場合があります。
- 京(みやこ)安心すまいセンターへ郵送で申請ください。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、御理解、御協力をお願いいたします。

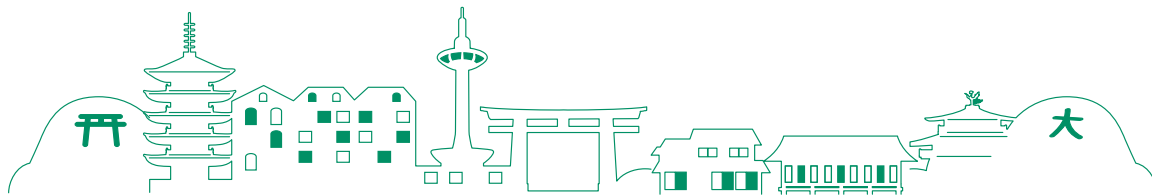
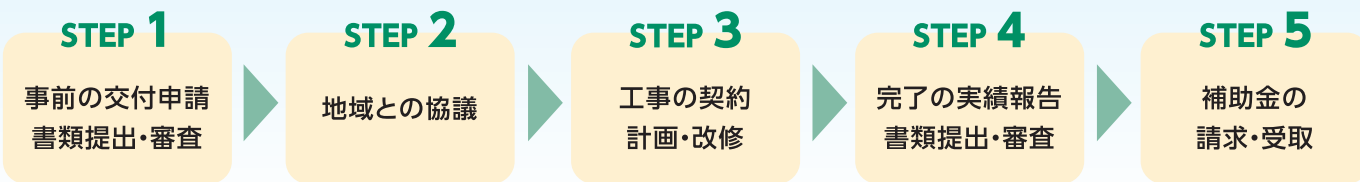
### 完了の実績報告

令和2年9月14日(月)～令和3年3月15日(月)必着

# 申請の流れ

所定の書式と必要書類を添えて、京(みやこ)安心すまいセンターへ提出してください。  
詳細は、京都市ホームページや京(みやこ)安心すまいセンターにある「申請手続きの手引き」を御覧ください。

申請書,手引き  
はこちらへ



## 注意事項

- 1 本補助金のほかに、国又は地方公共団体からこの補助金の対象工事と同一の箇所に  
対して、平成22年4月1日以降に補助金を受けていないこと。
- 2 過去に本補助金の交付を受けていないこと。
- 3 本補助金は先着順となります。補助申請の総額が予算の上限に達した場合等は、  
申請受付期間内であっても、申請受付を締め切る場合があります。
- 4 補助事業の終了後、10年間は住宅等を別の用途に使用してはいけません。

## 本補助金と一緒に御活用ください

### まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業

#### 対象住宅

市内の**昭和56年5月31日以前**に着工した**木造住宅**  
(併用住宅の場合、居住部分の床面積が延べ床面積の1/2以上のものが対象です。)

#### 補助額

補助対象工事に要する費用の4/5

#### 補助上限

耐震改修	木造住宅	100万円	京町家等	300万円
防火改修	木造住宅	50万円	京町家等	60万円

本事業は、京(みやこ)安心すまいセンターで補助金の申請を受け付けています。  
お気軽にお尋ねください。



この印刷物が  
不要になれば  
「誰がみ」として  
古紙回収等へ！



発行 京都市都市計画局まち再生・創造推進室  
京都市印刷物 第024283号 令和2年8月発行